

広島国際会議場 音響映像設備 保守点検業務仕様書

この委託業務は、広島国際会議場（以下「会議場」という。）の音響及び映像設備の保守点検を行うことにより、その機能の維持を確保するものとする。

1 業務内容

(1) 実施項目

別表のほか、消耗品の取替等軽微な保守を含む。

(2) 実施時期

年2回：第1期（4月～9月） 第2期（10月～3月）

ただし、故障等が発生した時、又は、発注者がおそれがあると認めた場合、受注者は発注者からの連絡により調査を行うこと。

2 業務実施に当たっての留意事項

受注者の従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 勤務中は服装を正しくし、入館者に対して礼儀正しく対応すること。
- (2) 休憩は、指定した場所で行うこと。
- (3) 従業員は、受注者の名前入りの統一した衣服を着用すること。
- (4) 業務に実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定すること。

3 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者、従事者の名簿を所定の様式により提出するものとする。現場責任者又は従事者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、3月25日までに（履行期間の初年度については、契約締結から10日以内に）、所定の様式により提出して、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、役務の提供後10日目に当たる日までに所定の様式により提出するものとする。

4 検査完了期日（期限）

発注者による検査完了期日（期限）は、役務の提供後20日目に当たる日（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

5 費用の負担

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、施設及び設備を無償で使うことができる。
- (2) 業務に要する経費のうち、電気及び水道料は、発注者の負担とする。
- (3) 前号以外の業務を実施するために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。